

令和6年2月12日

チー ム
指 導 者 } 各 位

秋田県小学生バレーボール連盟
会 長 高 橋 朝 夫

感染症への対応について

春寒の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本県のインフルエンザ感染は、やや減少傾向にあるものの、その種類はA型からB型に変化しての流行が出始めており、現在も注意報レベルにあります。

また、新型コロナウイルス感染症にあつては、昨年5月、5類に移行し法的な規制が緩和されましたが、現在もなお、増加傾向にあるとともに、無症候感染による感染が懸念されております。

このため、本県小連は、大会開催時において、その会場が多数の人々の接触する集団の場であることから、子供たちの安心・安全を守ることを第一に考え、先般開催された本県小連常任理事会において、今後の大会開催時（県大会に通じる地区大会を含む）におけるインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症等、感染症への対応について検討した結果、下記のと通りの対応としましたので、各チームにおかれましては、その主旨をご理解の上、ご協力くださるようお願い申し上げます。

なお、この通知は、「本県小連 倫理規程 第3条第2項第1号」の本県小連の決定した方針であることを申し添えます。

記

1 チーム内で感染者が発生した場合の感染者本人の大会参加について

① インフルエンザ

解熱後2日経過かつ発症後5日経過していない場合は、参加不可とする。

② コロナウイルス感染症

自宅待機期間として望ましいとされる5日を経過していない場合は、参加不可とする。

③ 上記①、②、いずれも出校停止期間内は、参加不可とする。

2 学級閉鎖および学校閉鎖の場合の大会参加について

各関係行政機関(学校も含む)指示である「学級・学校閉鎖期間中は、スポ少活動及び中学校の部活動は禁止」を受け、本県小連としては、あくまで上記方針を尊重する対応とし、それに該当する選手がいる場合、当該選手は感染の有無に関わらず、学級・学校閉鎖期間中は、参加不可とする。

3 上記1及び2を含む感染症等の申告義務について

大会における感染拡大を未然に防ぎ、安心・安全な大会運営は、大会主催者の責務であると同時に、正確な情報提供は参加者の義務であることから、各チームにおいては、「本県小連 倫理規程 第3条第4項」に則り、確実に大会主催者へ申告すること。

大会出場を優先するあまり、未申告または、虚偽の申告が確認された場合は、本県小連倫理規程による処分の対象となる場合があるので、注意すること。

※疑問や不安がある場合は、その都度下記までお問い合わせください。

【報告又は相談先】 理事長 相楽 郁子 TEL 090-4884-2883